

知る自由と図書館の自由

通説の形成過程において図書館関係者は

両概念をどのように見てきたか

中村克明

1. 最近の知る自由及び図書館の自由に関する諸見解

最近の知る自由及び図書館の自由に関する図書館界の研究の進展には著しいものがあるといわなければならない。このような状況を醸し出した背景として挙げられるのは、図書館実務において個々の図書館で発生した図書館の自由に関わる問題（事件）をその図書館内だけで処理しようとせず、これを広く図書館界全体の問題として捉え、提示し、解決していこうとする機運が着実に高まっていることであると思われる。

それでは、こうした背景の下になされた最近の諸研究にはどのようなものがあり、それらは具体的にどのような内容を有しているのだろうか。ここでまず、このことを確認しておくことにしよう。ただし、ここではそれらの諸研究の内でも特に注視すべき見解と思われる、次の三つの事例を挙げるにとどめたい。

まず第1に挙げられなければならないのは、何とんでも渡辺重夫氏の見解であろう。総じて渡辺氏の諸研究はわが国の図書館（学）界においてこれまで何ら積極的に行われてこなかった（あるいは、ほとんど見落とされていた）憲法学的観点から図書館の自由に関する諸問題を根本的に捉え直し、これに厳正・適確な解釈を施そうとしたものであり、図書館学界のみならず、図書館界全体に与えた影響には多大なものがあったといわなければならないが、この両概念に関しても、以下のよ

うに“図書館との関連において主張される知る権利”^{1)-a}の内容を明確化し、また図書館の自由を知る権利の一態様と位置付け、「国民の権利」と規定するなど注目すべきものとなっているのである^{1)-b}。

……図書館との関連において主張される知る権利は、(図書館が国民の知る権利を確保するための社会的装置たる役割を有していることにかんがみて)「図書館を経由して多様な情報を入手する国民の権利」として位置づけることができるのである。換言すれば、国民が図書館を経由して多様な情報を入手する行為は、知る権利という権利の一態様として把握することができるのである。そして、この(知る権利の一態様としての)「図書館を経由して多様な情報を入手する国民の権利」が、「図書館の自由」なのである。すなわち、図書館の自由とは、知る権利の具体的発現形態の一つとして位置づけられるべき「国民の権利」なのである。

また、図書館の自由に関する問題を“最も中心的な関心事”^{2)-a}とされてきた塩見昇氏も、同氏の労作である『知的自由と図書館』（青木書店、1989）の中で、知る自由及び図書館の自由に関して、以前に述べられた旧説＝塩見説（後掲参照）＝今日の通説を補強し、今日における両概念に対する図書館界の到達水準を示していると思われる次のような一層整理された明瞭な概念規定（以下、塩見新説と略す）を行っているのである^{2)-b}。

図書館の自由とは、国民の基本的人権

である知る権利、学ぶ権利を、図書館機能を通して守り、具現化するための原理であり、そのために、

- ① 自由な表現を規制する一切の検閲を拒否し、
- ② 資料の収集・提供における権力的な干渉およびそれを恐れる自己規制を排し、
- ③ 利用資格を持つすべての人にたいして、あらゆる利用上の制約を除き、
- ④ 自由な読書、資料利用を妨げることのないよう、利用者のプライバシーを擁護し、
- ⑤ 公共のひろばとしての施設の公平な利用が約束されねばならず、
- ⑥ そうした活動に献身する図書館員の身分や地位が保全されねばならない。

さらに、石塚栄二氏は『図書館概論』(高山正也 [ほか]、雄山閣、1992)において、“図書館の自由は理念にとどまらずすぐれて実践的課題であるという観点からすれば、この理念に支えられた行動をもふくむと理解すべき段階に到達したと考えるべきである……”^{3)-a}という、ともすれば従来見落とされがちであった“実践的課題”としての“行動”に目を向け、この観点から図書館の自由を“知る権利をもつ人々の読書の自由を、図書館の利用を通じて保障していこうとする理念とこれにもとづく行動である”^{3)-b}と定義付けるに至っているのである。

これらの諸見解は、いずれもこれら図書館関係者の長年の着実な研究の賜物であり、従来の通説的見解(後掲参照)を踏まえつつも、それをさらに一步前進させようとしたものとして、高く評価されなくてはならないと思われる。

それでは、知る自由及び図書館の自由に関する通説が形成・確立されるまでに図書館関

係者たちはこの両概念をどのように見てきたのであろうか(なお、知る自由と図書館の自由が本来、不可分一体の関連にある概念であることはいうまでもないが、ただ本稿では考察の便宜上、一応この両者を引き離して——とはいえ、もちろん全く関連性のない別個の概念として、というわけではない——論じることにする)。このことを確認するため、以下、本稿では知る自由及び図書館の自由に関して、その言葉の登場から通説の確立までの期間の洗い直しを行い、この期間において、特に重要と考えられる三つの時点(事例)を取り上げ、それぞれの時点における図書館関係者の両概念に対する見方を検討してみることにしたと思う。

なお、この問題をより精密・厳密に分析するためには、通説が確立されるまでの全期間におけるわが国の政治・社会状況等の詳細な史的分析も必要となってくるであろうが、ここではそれを行っている余裕はないので、「むすびにかえて」で極々簡単に述べるにとどめることにしたい。また本来ならば、知る自由及び図書館の自由の意義、重要性を認識させた、あるいは逆にこれらを制限・侵害した事件、事例等をも考察の対象として取り上げるべきであろうが、この問題に関してはまた他日機会を得て検討してみたいと思う。

2. 「図書館憲章(委員会案)」の提示段階

昭和27年(1952)から始まる図書館の中立性論議⁴⁾を経て、知る自由及び図書館の自由という言葉が明確に打ち出されてきたのは、翌年の「図書館憲章案(委員会案)」「図書館憲章委員会・佐藤忠恕議長——以下、「憲章案」と略称する)においてであった。その内容は、次のようなものであった⁵⁾。

基本的人権の一つとして、知る自由を持つ民衆に、資料と施設を提供すること

は、図書館のもっとも重要な任務である。

われわれ図書館人は、その任務を果すため、次のことを確認し実践する。

1. 図書館は資料収集の自由を有する。
2. 図書館は資料提供の自由を有する。
3. 図書館はすべての検閲を拒否する。

図書館の自由がおかされる時、われわれは団結して抵抗し、関係諸団体との協力を期する。

この「憲章案」は一読して明らかのように、現行の「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」（以下、「改訂自由宣言」と略称する）に規定されている副文が存しない“法、三章的な簡潔のもの”⁹⁾であり、知る自由についても、図書館の自由についても、これらが具体的にどのような意味内容を有するものであるのかについて、明確に記してはいなかったのであった。

ところで、この「憲章案」は図書館憲章委員会によって“われわれは……中立と自由の侵されそうな危険をヒシヒシと予感して来た。侵された時は個々には弱い図書館が強力に抵抗出来るという図書館人の時代の良心を規定し”^{7-a)}、“図書館人の総意によってその憲章を作り、それを自らの意志によって遵守しようとする”^{7-b)}ものとして提案され、“館界の総意によって力強いわれらの憲章を作りたいのである”^{7-c)}という同委員会の並々ならぬ決意の下に、広く館界に提示されることとなった。

これに対して、個人3人と5団体から意見、代案等が寄せられた⁸⁾。今、これらの意見、代案等を読み返してみると、すなわち当時の図書館関係者たちの知る自由や図書館の自由に対する認識や見方を探ってみると、次のようなことがいえると思われる。

まず、知る自由に関して見てみると、以下のように四つほどの捉え方ができるように思われる。すなわち、(1)「憲章案」に対する「代案」においても、明示的にこれをそのまま

採用しているもの——2件（大分県公共図書館長会議の「代案」、K生氏の「意見と代案」）、(2)「憲章案」に「賛成」という形で、知る自由を含むこの「憲章案」そのものに全面的に賛意を表しているもの——2件（大分県立図書館職員、鹿児島県図書館協会）、(3)「憲章案」の内容と字句の改善要望を求めているが、知る自由についてはこれを少なくとも明示的には否定していないと思われるもの——3件（熊本県公共図書館長会議、関正氏、福岡県公共図書館協議会）、そして(4)その「代案」においても知る自由を用いていないもの——1件（草野正名氏の「私案」）である。

これらを見る限り、知る自由は図書館関係者（及び団体）に一応の支持を得ていたように思われる。しかし、少し立ち入って見てみれば、上述のような意見等を寄せた館員たちの誰（及びどの団体）も積極的に知る自由に言及しておらず、従ってまたこれを具体的にどのような意味内容のものとして捉えていたかも全く明らかではないのである。ただ、「憲章案」の“基本的人権の一つとして、知る自由……”といった記述やK生氏の“「知る自由」は民主社会におけるわれわれの基本的人権の一つである”^{9-a)}、“……すべての検閲は「知る自由」に対する侵害である”^{9-b)}といった文言から判断すれば、図書館関係者には一応これは法律上の概念として捉えられていたことだけはほぼ確かだとしなければならないと思われるのである。

ちなみに、この知る自由という言葉が具体的にどのような経緯を経て、「憲章案」の基軸として規定されることになったのかは、堀部政男氏もいうように“必ずしも明らかではない”¹⁰⁾。ただ、これがアメリカ製の用語である“intellectual freedom”を日本語に訳したものであったということは、根本彰氏によって次のように明らかにされているところである¹¹⁾。

「知的自由」というわが国ではあまり馴染みのないアメリカ産の……用語（原語 intellectual freedom）……が「自由宣言」では「知る自由」と表現された……。

では次に、図書館の自由について見てみることにしよう。これも知る自由と同様、次の四つほどの捉え方ができるように思われる。

(1)まず、「憲章案」に対するその「代案」においても、明示的に（ただし、「自由宣言」における副文に相当するものの中において）これを採用しているもの——1件（K生氏の「意見と代案」）、(2)「憲章案」に「賛成」という形で、知る自由を含むこの「憲章案」そのものに全面的に賛意を表しているもの——2件（大分県立図書館職員、鹿児島県図書館協会）、(3)「憲章案」の内容と字句の改善要望を求めているが、図書館の自由については、これを少なくとも明示的・積極的には否定していないと思われるもの——3件（熊本県公共図書館長会議、関正氏、福岡県公共図書館協議会）、そして(4)その「代案」においても図書館の自由という語を用いていないもの——2件（大分県公共図書館長会議、草野正名氏）である。

図書館の自由に関しても、一見すると知る自由より若干弱いとはいえ、一応の支持が取り付けられているかのように思われる。しかし、大分県公共図書館長会議の「代案」が、わざわざ図書館の自由という文言を含む結語の部分削除している¹²⁾ところに端的に現れているようにこの言葉の意味内容（及びその重要性）について——当初「図書館憲章」という名称が想定されていたこともあると思われるが——、この時点でどこまで図書館関係者たちに理解されていたのか、疑問なしとしないのである。

以上のように見てくると、この時点においてはまだ、図書館関係者たちは知る自由及び図書館の自由の意味内容を必ずしも具体

的には認識していなかったのではないかと、思われるのである。このことは、図書館関係者たちが知る自由及び図書館の自由に対して、積極的な批判を加えはしないが、だからといって積極的に支持するでもない、といった曖昧な態度に明瞭に表れていた。また、知る自由という当時、一般化していなかった（新聞週間の標語と若干の下級裁判所の判決にのみ見られた）¹³⁾概念をあえて「憲章案」の基軸にすえたにもかかわらず、これに関する賛成なり反対・疑問なりの意見が全くなされてない点（ちなみに、「改訂自由宣言」草案の作成過程においては、知る自由の概念内容に関する質問が提出されている——後述参照）、さらに上述したように大分県公共図書館長会議の「代案」において、図書館の自由という文言を含む結語がわざわざ削られていた点などにも明らかである。従って、“「図書館憲章（委員会）」に寄せられた意見などをみると、「知る自由」を自明の理として使っているようにも思える”¹⁴⁾という堀部氏の見方には賛成できない。

そもそも、この段階において一般の図書館関係者がこうした「憲章案」というものに対してどれほどの期待と関心を抱いていたかといえ、実際のところそれほど強いものではなかった、といわなければならないであろう。このことは、「憲章案」に寄せられた意見等が——“締切は特に定め”¹⁵⁾られていなかったにもかかわらず——わずか8件しか寄せられなかったということ、さらに驚くことに図書館憲章委員会の委員の中にさえ、「憲章」不要論者がいたという事実によって認識されるのである。

例えば、K生氏はこの「憲章案」に対して“……図書館憲章制定委員会は、徒らな作文委員会におわり、前々号のごときナンセンスな憲章案をつくり上げたに過ぎない。この作文の中に一体どの程度館界の熱意が反映し、か

つ日本図書館人をどの程度力付け得るか、大きな疑問なしとしない”^{16)-a}と激烈な批判を加えた上で、次のように述べていたのである^{16)-b}。

……何故そんなバカげたことになってしまったか。

根本的には委員個々人がこの仕事の重要さを認識していない。中には憲章無用論者すら委員に選ばれ、欠席を宣言している。出席した委員の中にさえ、憲章作成の意義を作文委員会にすりかえているのだ。……

図書館憲章委員会は、その「報告」の中で“……われわれはその中立と自由の侵されそのような危険をヒシヒシと予感してきた。侵された時は個々に弱い図書館が強力に抵抗出来るという図書館人の時代の良心を規定した”¹⁷⁾と自信と熱意を持って述べていたが、しかしその内実はこれとは大きく異なっていたということになる。「憲章案」を作成した当の図書館憲章委員会の委員の間でさえ——しかも、この委員たちは「図書館法改正委員会および雑誌に中立性論を投稿した者の中から理事長が指名」¹⁸⁾した人たちだったのである——、このような状況であったのであるから、こうした問題に非常な熱意を持っていた一部の人々を除けば、大部分の図書館関係者は「憲章案」に対して切実な期待や関心を持つことができなかったとしても何ら不思議ではなかった、というよりもむしろ“持て”という方が無理であった、とさえいわなければならないと思われるのである¹⁹⁾。

3. 「旧自由宣言」制定戦後第7回大会及び戦後第8回総会における段階

「憲章案」は、上述したような図書館関係者及び図書館諸団体からの意見や代案等を参考に、「図書館の自由に関する宣言(案)」(以下、

昭和29年[1954]採択の「図書館の自由に関する宣言」を「旧自由宣言」、その草案を「旧自由宣言」案と略称する)と名称が改められた上、内容にも若干の修正が加えられて、昭和29年(1954)5月26—28日開催の第7回全国図書館大会(以下、戦後第7回大会と略称する)に提出された。この「旧自由宣言」案の直接の作成者は、戦後第7回大会における有山崧日本図書館協会事務局長(当時)の発言によれば、有山氏・葦塚一三郎氏・佐藤忠恕氏の三名²⁰⁾であった。

修正・変更点の最も大きなものは、新たに副文が挿入・規定されたことであるが、主文にも若干の改定が加えられた²¹⁾。そして、知る自由も、“「知る自由」とカッコ付きの知る自由となったのである。

このカッコ付きの知る自由については、渡辺氏が現行の「改訂自由宣言」における知る自由(=カッコなしで規定されている)と対比して、昭和29年(1954)段階ではその法的“用法に未だ社会的に共通の理解が得られていなかったことを暗に物語っている”²²⁾と述べているのが注目される。しかしこの見解は、あくまでも「旧自由宣言」における知る自由と「改訂自由宣言」における知る自由とを本質的に同概念であると前提の上に立ったものであり、しかも知る権利論が一般化するに至ってから(=1970年代以降)の認識に基づいているという点で、問題があるように思われる。「旧自由宣言」における知る自由と「改訂自由宣言」における知る自由との関連についていえば、上述したようにこの用語はアメリカ製の用語である“intellectual freedom”を日本語に訳したものであったのであり、そうだとすれば「旧自由宣言」における知る自由(=知的自由=精神的自由権)²³⁾と「改訂自由宣言」における知る自由(=表現の自由の一形態)とは異なる概念であると判定せざるをえないからである²⁴⁾。渡辺氏の見解は、この事実

を見落としたものである、といわざるをえないのである。

もっとも、当時の日本図書館協会（図書館憲章委員会）がどのような理由に基づいてカッコ付きの知る自由にしたかは文献の上からは必ずしも明らかではない。しかし、カッコ付きの知る自由が先に指摘したK生氏の「意見と代案」に見られた²⁵⁾ところから推測すれば、直接的にはこれを採用したのではないかと思われる。

ところで、戦後第7回大会に提案された「自由宣言」案は同大会とこれに引き続いてその直後に開催された第8回日本図書館協会総会（以下、戦後第8回総会と略称する）において、以下のような提案者（有山氏〔戦後第7回大会〕）の“希望”の下に審議されたのであった²⁶⁾。

この問題を敢えて今年の問題としたのは、時勢がとにかく段々偏向をして来て、その度が強くなって来ておる。そうしてその偏向ということと、図書館の自由、中立性と相いれない面がある。したがって今にして図書館としては、この問題とどう対決するかということが、差し迫った問題になって来ていると思う。勿論、この宣言をするかしないかは、この大会によって決定されることで、どうなるか分かりませんが、もし、宣言をしないということになるならば、そのしない理由を……客観的な姿によって明示して欲しい。もし、宣言をするということになれば、それは単に宣言案の文字を詮索するのではなく、それを実際に守って行く方法をあわせて御審議頂きたい、こういうふうに考えます。……

では、この戦後第7回大会及び戦後第8回総会における審議過程を通じて、知る自由及び図書館の自由は図書館関係者にどのように理解され、論じられたのであろうか。ここで

検討してみることにしよう。

まず知る自由についてであるが、結論からいうならば、これが論議の対象とされることは全くなく、従ってこの意味内容、さらにはこの概念に対する図書館関係者の賛否（意識）もまた何ら明らかにされなかった、ということである。確かに、すぐ後でも取り上げるように、有山事務局長の「旧自由宣言」案提案理由の中で、“……民衆の知る自由を擁護する……”²⁷⁾といった発言が見られたことは事実である。また、「旧自由宣言」案に対して戦後第7回大会及び戦後第8回総会において批判的に議論されたのは、ほとんど“関係諸方面との協力……”，あるいは“抵抗する”という箇所についてのみであったし、またこれに対して反対意見を述べたある図書館関係者も、“……現在の図書館人、われわれ自身としては、ここに謳われている3までの問題のようなことは常識である”²⁸⁾（戦後第8回総会における橋田氏の発言）といていたところからすれば、同案の基軸としての知る自由もまた、一応消極的ながらも承認されていた、と考えられなくもないように思われる。

しかし、この概念内容をめぐって出席者から何らかの直接的な意見が提出されるというようなことは全くなかったし、また上述したように知る自由（あるいは知る権利）が一般的に使用されるようになるのは1970年代（少なくとも、1960年代後半）に入ってからのものであり、しかも「旧自由宣言」案における知る自由が“intellectual freedom”の訳語だったこと等から総合的に判断すれば、この段階の図書館関係者たちのどこまでが今日の意味合いでこの用語を理解していたか、大いに疑問が存するといわなければならない。こうした判断に立てば、“……わが国でも、1950年代には、「知る権利」という概念がある程度認識されていたが、その当時においては、今日のように一般化していなかった。そのような

時期に、「1954年宣言」（本稿でいう「旧自由宣言」のこと——筆者注）が「知る自由」を基本にすえたことの先駆性と正当性は、高く評価されなければならない”²⁹⁾（堀部氏）といった見解——すなわち、当時の図書館関係者も知る自由を今日的意味合いで捉えていたという前提に立つ見解——は、必ずしも適確なものであったとはいえない、と思われるのである。

では次に、図書館の自由に関してはどうであったであろうか。戦後第7回大会において提案された「旧自由宣言」案は、名称が「図書館の自由に関する宣言」となっていたが、有山事務局長はその提案理由の中で、「図書館憲章」とはわずに、そのように書替えた理由について、“憲章という言葉は、いろいろな意味に解されやすいので、その憲章の内容をとって自由の宣言”^{30)-a}としたこと、“……内容的にいうと、図書館の中立に関する宣言といってもよかった”^{30)-b}が、この言葉は“……曖昧で、どちらにもとれるので、中立性という言葉も避けまして、「図書館の自由についての宣言”^{30)-c}としたことを挙げた後、図書館の自由に関する、次のような本質的とも思われる重要な発言を行ったのである^{30)-d}。

その根本は図書館の自由を守ろうということ、図書館のためとか、図書館員のために自由を守るということではなく、民衆の知る自由を擁護するという意味で、図書館の自由を問題にしているわけであり、この点がこの宣言の根本であると思います。……

森耕一氏は、この有山発言を高く評価し、この“……ことばは重要であると思う”^{31)-a}として、次のように述べているのである^{31)-b}。

というのは、宣言の主文だけが大会決議として採択されたため……、宣言が、あたかも図書館じしんの自由に関するものであるかのように理解され、単にそれだ

けではなく、実は市民の知る自由を保障するための図書館ないし図書館員の責務の表明であるという認識が一般的に薄らいでいるのではないかと感ぜられるからである。……

なお森氏は、図書館の自由について、同氏の著書『公共図書館』（雄山閣、1976）の中でも、“図書館に自由があるのではなく、国民がもっている「知る権利」に基づいて、その権利を行使するために図書館に課せられた責務……”³²⁾である、と有山氏の発言にそった見解を述べているのである。

ところで、上のような提案理由を受けて、「旧自由宣言」案の審議が進められることになったのであるが、戦後第7回大会及び戦後第8回総会に参加した図書館関係者の中心議題＝最大の関心事となったものは上述したように、結語の文言、すなわち“……関係諸方面との協力の下に抵抗する”という箇所を取扱いあった（この背景には、“もっぱら当時の厳しい財政面の締め付けに照らして、勇ましい声をあげることへの危惧”³³⁾があった、とされる）のであり、図書館の自由概念そのものについて突っ込んだ議論は、知る自由と同様、全くといってよいほど——有山氏から極めて重要な提案・説明がなされていたにもかかわらず——行われなかったのであった。従って、これまた知る自由と同様、この概念の意味内容、さらにはこの概念に対する図書館関係者の賛否（意識）も、何ら明確にはされなかったのであった。

唯一、戦後第7回大会において、星野氏が“図書館の自由ということは、一体どういうことであるか、図書館の自由という概念をもう少し明瞭にする必要があると思いますが、どうでしょうか”³⁴⁾という質問・提案を行ったが、これに対する同大会の議長の一人であった小野則秋氏の答弁は、次のように何ら具体的でない、的はずれなものにとどまったの

であった³⁵⁾。

これについては、お手許にわたっております自由に関する宣言の案をお読み願えれば、大体、ここでいう自由の限界というものが、お分りになるのじゃないかと思いますが、……”。(下線——引用者)

確かに、上に引用した橋田氏の発言や「旧自由宣言」案に“私は絶対反対です”^{36)-a}と断言していた戦後第7回大会出席者の亀井氏でさえ、“趣旨はまことに結構であって、趣旨には賛成する……”^{36)-b}といていたところを見ると、「旧自由宣言」案に反対あるいは慎重であった人々の間でも、図書館の自由という観念そのものは完全に否定されていたわけではなかったように思われる。

しかし問題は、これら図書館関係者が図書館の自由概念の具体的な意味内容をどのように理解していたか、である。戦後第7回大会における小野則秋氏の発言に明らかなように、同大会の議長でさえ、これを明確に定義付けることができなかつたような概念内容を他の図書館関係者が果たしてどこまで理解することができていたのか、極めて疑わしいとしなければならぬであろう。

この段階、すなわち戦後第7回大会及び戦後第8回総会の審議の段階においても、未だ図書館の自由概念の意味内容に関する図書館関係者の明確な合意はできていなかった、とみるのが妥当な見方であると思われるのである。

図書館の自由に関する概念規定が図書館関係者によって明示的な形で提出されてくるまでにはこの後、実に17年の歳月を要することとなるのである。

4. “収書の自由”研究グループ説の発表及び「改訂自由宣言」案提示の段階

本章では、説明の便宜上、まず図書館の自

由に関する図書館関係者の見方から検討することにしよう。

「旧自由宣言」案は結局、激論の末、戦後第7回大会において採択されたが、しかし上述したように「旧自由宣言」案における図書館の自由及び知る自由は戦後第7回大会及び戦後第8回総会でも、意味内容にまで立ち入って議論されることは全くなく、従ってその意味内容も依然として不明確なままであった。そして、こうした意味内容の不明確なままの状況は——昭和38年(1963)の『中小都市における公共図書館の運営』(中小レポート)の刊行を契機とする公共図書館の発展が未だ開始されていなかったせいもあって——その後も1970年代の初期に至るまで根本的に変化することはなかったのであった。

このような状況に転機をもたらす決定的な契機となったのが、昭和46年(1971)——図書館関係者に図書館の自由を再認識・再確認させることになった山口県立山口図書館図書抜き取り放置事件の発生に先立つ2年前——『図書館界』の編集委員会が行った同誌23巻1号(1971.3)での「文献レビュー・図書館行政」であった。というのは、同誌における“収書の自由”研究グループ(塩見昇・天満隆之輔氏——以下、同グループの説を塩見説と略す)³⁷⁾が、“この定義は、第二次論争が始まる前(一九七一年)のものであり、図書館の自由に関して図書館界の発言がほとんどなかった時期のものであるだけに意義あるものであり、その後の概念規定に決定的な影響を与えた”³⁸⁾と評価されている次のような概念規定を発表したからである³⁹⁾。

『図書館の自由』とは、図書館(員)が住民の真実を求める知的要求、自主的な学習要求を住民の権利としてとらえ、それに積極的にこたえていこうとするとき、その活動を支える理念であり、利用者の要求を満たせる資料を図書館が自由に収

集し、提供できること、それに専念する図書館員の身分がまもられること、図書館利用における読者のプライバシーの擁護などを内容の一部とする。……

この塩見説はその後、昭和54年(1979)5月改訂の「改訂自由宣言」にも“ほぼ全面的に採り入れられる”⁴⁰⁾ことによって、今日“ほぼ通説として定着している”⁴¹⁾とされる。ここに至って図書館の自由に関する通説はほぼ確立されたといってよいと思われるが、もちろんこの塩見説にあっても問題点(例えば、知る自由という概念を用いずに“住民の真実を求める知的要求”などという規定の仕方をした点、「旧自由宣言」にもあった検閲拒否に関する規定が見当たらない点など)が存することは確かである(なお、こうした問題点は最初に見た塩見新説によって、著しく改善されてきているといえよう)。しかし、この塩見説がその提唱以来実に20年近くの間、具体的に何ら定義付けされることのなかった図書館の自由を明確に概念規定した、その功績はいかに高く評価してもしすぎることは決してないと思われるのである。

それでは、知る自由についてはどうであったのであろうか。「旧自由宣言」の改訂過程＝「改訂自由宣言」に制定過程における図書館関係者の見方を検討してみよう。

現行の「改訂自由宣言」における知る自由の意味合いが、表現の自由の一形態と捉えられていることはその前文第1項に明らかである。そこでは、次のように規定されているのである。

- 1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。
知る自由は、表現の送り手に対して保

障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。……

しかし、このような意味合いを持った知る自由は、「旧自由宣言」案の改訂過程＝「改訂自由宣言」の制定過程の最初から規定されていたものでは決してなかったのである。

というのは、『図書館雑誌』71巻12号(1977.12)発表の「自由宣言」副文・第2草案でも、知る自由は依然として“intellectual freedom”(＝知的自由＝精神的自由権)的意味合いのものとして規定されていた(前文1項)からである。それは、次のようなものであった⁴²⁾。

「知る自由」は、思想及び良心の自由、信教の自由、表現の自由、学問の自由、健康で文化的な生活を営む権利、教育を受ける権利等の基本的人権を基盤とし、これらの諸権利を貫く基礎的要件を意味し、それは、“真理がわれらを自由にする”との確信と寛容の精神によって支えられる。……(下線——引用者)

“思想及び良心の自由、信教の自由、表現の自由、学問の自由、健康で文化的な生活を営む権利、教育を受ける権利等”はまさに、精神的自由権、すなわち知的自由の内容そのものである、ということができよう。

こうした規定の仕方に対して、ある図書館関係者から“現在の「知る自由」の概念が明らかでない。なぜ、「知る自由」があるのかを述べて欲しい。また「知る自由」の定義付けも必要である”⁴³⁾との意見(以下、「意見」と略す)が提出された。この「意見」は一面、上述したようにアメリカの図書館界で用いられている“intellectual freedom”という言葉が、「自由宣言」において知る自由と表現されたという事実を必ずしも理解していなかったためになされたものであるということができるのであるが、他面この時点に至ってもまだ

図書館関係者の間で知る自由という概念が十分に認識されていなかったということを示す重要な資料でもあるということができよう。

周知のように、この当時、いわゆる情報化社会の到来と共に、すでに法学界（特に憲法学界）では、“知る権利”⁴⁴⁾という“新しい人権”が主張されるようになっており、図書館界、特に日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会（以下、自由委員会と略称する）でもこの影響を受けて、と思われるが、「改訂自由宣言」においては知る自由ではなく、“知る権利”を使うべきであるという意見が強かったといわれる^{45)-a}。ちなみに、それにもかかわらず、自由委員会が結局、「旧自由宣言」に引き続き知る自由を採用した理由としては、塩見氏によれば、昭和29年（1954）という早い時期に知る自由を用いた先人の英知を尊重したいという気持ちがあったこと、及び知る自由が必ずしも消極的な、情報を妨げられずに受容するというところだけを意味するのではなく、積極的に選び取り、必要なものにアクセスする意味合いをも含めて理解することは無理ではないと判断したこと^{45)-b}、の二つがあったとされている。

ところで、このような知る自由の知的自由＝精神的自由権的内容は、副文・第2草案の次いで発表された「自由宣言」改訂第1次案（『図書館雑誌』72巻8号、1978.8）の規定になると、大きく変更されることになった。すなわち、その内容は現行の規定内容とほぼ同様（カッコ付きの知る自由であった点が唯一異なっている）、知る権利＝表現の自由の一形態となったのである^{46),47)}。

この背景に、上述した「意見」の存在があったことはまず間違いないところであると思われる。確かに、この「意見」が自由委員会によって、具体的にどのように扱われ、現行のような規定になったかは明らかではない。

しかし、この「意見」がなかった場合に果たしてこのような根本的、画期的ともいえるような内容変更が行われていたかどうか、極めて疑わしいと思われる。客観的に見た場合、知る自由の今日的意味合いの成立に関して、この「意見」の果たした役割は極めて大なるものであった、といわなければならないと思われるのである。

昭和54年（1979）5月、知る自由＝知る権利＝表現の自由の一形態と明文で規定した「改訂自由宣言」が日本図書館協会総会で決議されたことによって、図書館界における知る自由の意味内容はここに確定することとなったのである^{48),49)}。

5. むすびにかえて

ところで、以上のような推移の中において見落とされてはならないのは、この推移の背景にわが国社会の激変ともいえる大きな変化があった、ということである。すなわち、それは先にも若干触れたが、1960年代後半からのいわゆる情報化社会の到来であり、この動向とほぼ軌を一にしての図書館界における公共図書館の発展である。

こうした史的背景を念頭において考えるならば、昭和28年（1953）の「図書館憲章（委員会案）」の提示段階及び昭和29年（1954）の「旧自由宣言」制定戦後第7回大会・戦後第8回総会の両段階と、昭和46年（1971）の塩見説発表当時の段階とで図書館関係者の知る自由及び図書館の自由に対する認識に大きな相異が見られたとしても、けだし当然のことであったということになるであろう。未だ情報化社会というにはほど遠い段階にあり、3で述べたように知る自由（あるいは知る権利）という言葉さえ一般化しておらず、公共図書館の発展も開始されていなかった前二者の段階と、すでに情報化社会を迎え、“知る権利”

という言葉も一般に定着し、公共図書館の発展も顕著になっていた後者の段階との間に劇的な社会的発展の相違があったからである。

だとすれば、図書館関係者の知る自由及び図書館の自由に対する認識の深化は、まさに時代の流れにそったごく自然なものであったともいえるのである。

わが国の社会が今後とも確実に進歩・発展を続け、これに伴ってその社会制度の一つである図書館もまた着実な進歩・発展を遂げていくのであるとすれば、知る自由及び図書館の自由もまたその将来の発展過程の中で、様々な人々によって、様々な視点から多様に論じられ、より精密な理論的構築がなされていくことであろう。そして、そのことによって、知る自由及び図書館の自由はその内容を豊かなものとし、図書館関係者のみならず、一般に市民の意識にも深く根を下ろした概念として、広く認識され、支持されていくことになるであろうと思われるのである⁵⁰⁾。

<注>

- 1) -a~b渡辺重夫『図書館の自由と知る権利』青弓社 1989, p.150
- 2) -a 塩見昇『知的自由と図書館』(青木教育叢書) 青木書店 1989, p.iv
- 2) -b 塩見前掲, p.205
- 3) -a 石塚栄二『図書館概論』(高山正也 [ほか], 雄山閣) 1992, p.116
- 3) -b 石塚前掲, p.115
- 4) 『図書館雑誌』46(10), 1952.10から同誌47(3), 1953.3において展開された。
- 5) 『図書館雑誌』47(10):10, 1953.10.
- 6) 前掲『図書館雑誌』47(10):10
もっとも、委員会の方でも、この直ぐ後に“これには解説も必要であろう”といていた。
- 7) -a~c前掲『図書館雑誌』47(10):10
- 8) 『図書館雑誌』47(12):8-9, 1953.12及び同誌48(1):9, 1954.1
- 9) -a~b『図書館雑誌』47(12):9
- 10) 堀部政男「図書館の自由に関する宣言」の法学

的意義：“知る自由”の成立から情報公開理念の確立へ 日本図書館協会編『図書館年鑑1984』日本図書館協会 1984, p.297

- 11) 根本彰 〈書評〉日米の実践をパラレルに扱う解説書『図書館雑誌』84(4):225, 1990.4.
- 12) 前掲『図書館雑誌』47(12):8
- 13) 堀部前掲, p.297-298等参照。
- 14) 堀部前掲, p.297
- 15) 前掲『図書館雑誌』47(10):10
- 16) -a~b前掲『図書館雑誌』47(12):9
- 17) 前掲『図書館雑誌』47(10):10
- 18) 森耕一 図書館の自由に関する宣言：成立までの経過 日本図書館協会編集『図書館の自由に関する宣言の成立』(図書館と自由1)日本図書館協会 1975, p.12
- 19) なお、当時の図書館関係者の意見の一端として、例えば、猪元藤一 図書館憲章について：危機と闘うひとつの道『図書館雑誌』48(3):6-9, 19参照。
- 20) 『図書館雑誌』48(7):9, 1954.7
ちなみに、有山氏は次のように述べている。
“それは図書館憲章委員会のなかに小委員会を結成しました。それは埼玉県立図書館の葦崎氏と、武蔵野市立図書館の佐藤氏と私と3人で小委員会を作って、この案を作って大会にかけたわけがあります”。
- 21) 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編集『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』日本図書館協会1987, p.49-52参照。少し具体的に見ると、前文第2段の冒頭に“図書館のこのような任務を果すため”という文言が追加されたこと、“われわれ”が“我々”と漢字で表現されるようになったこと、第3項の規定に“不当な”の言葉が付加されたこと、結語において“おかされる”が“侵される”に、“……団結して抵抗し、関係諸団体との協力を期する”が“……団結して、関係諸方面との協力の下に抵抗する”に変更されたこと等である。
- 22) 渡辺前掲, p.26-27
- 23) ただし、ここでは一応、『図書館用語辞典』(角川書店 1982, p.358)等に従って、知的自由=精神的自由権と記したが、しかしこのように捉える見方が必ずしも通説を形成しているという訳ではない。これに関しては、拙稿 知的自由の検討：諸見解の整理と法的问题点『神奈川県図書館学会

誌』67：1-10等参照。

- 24) 拙稿 「改訂自由宣言」における知る自由の研究『神奈川県図書館学会誌』66：1-16等参照。
- 25) 前掲『図書館雑誌』47(12)：9
- 26) 前掲『図書館雑誌』48(7)：9
- 27) 前掲『図書館雑誌』48(7)：9
- 28) 前掲『図書館雑誌』48(7)：36
- 29) 堀部前掲, p.298
- 30) -a~d前掲『図書館雑誌』48(7)：9
- 31) -a~b森前掲, p.14
- 32) 森耕一『公共図書館』雄山閣 1976, p.28
- 33) 塩見前掲, p.156
ちなみに、塩見氏は戦後第7回大会における浜元氏の発言、すなわち“誰も啼かずに射たれもすまい”(前掲『図書館雑誌』48(7)：23)を取り上げ、この“発言にそれは端的に示されていた”と述べている。
- 34) 前掲『図書館雑誌』48(7)：9
- 35) 前掲『図書館雑誌』48(7)：9-10
- 36) -a~b前掲『図書館雑誌』48(7)：20
- 37) これが塩見氏個人の見解であることは、塩見前掲(p.197)において“筆者は先に『図書館界』の特集で、「図書館の自由」についての文献レビューを行った際、図書館の自由を次のように概念規定した”(下線——引用者)と述べられているところに明らかである。
- 38) 渡辺前掲, p.145
例えば、渡辺氏も指摘する(渡辺前掲, p.145-146)ように『図書館雑誌』(68巻11号[1974.11])誌上における「図書館の自由委員会」設置検討委員会報告の“いかなる制約もなく要求にこたえる資料の収集・提供ができること、利用者の読書の秘密をまもること、こうした活動をする図書館員の身分がまもられることなどが、その具体的内容である”といった概念規定にも、この影響が見られると思われる。
- 39) “収集の自由”研究グループ「図書館の自由」：とくに“中立性論争”について(文献レビュー・図書館行政)『図書館界』23(1)：20
- 40) 渡辺前掲, p.146
- 41) 高山正也[ほか]『図書館概論』(講座図書館の理論と実際 1)雄山閣出版 1992, p.116
- 42) 『図書館雑誌』71(12)：549, 1977.12
- 43) 『図書館雑誌』72(6)：279, 1978.6
- 44) 知る権利については、奥平康弘『知る権利』岩波

書店 1979, 石村善治・奥平康弘編『知る権利：マスコミと法』(有斐閣選書)有斐閣 1974, 清水英夫『言論法研究2』学陽書房 1987, 同『情報公開』日本評論社 1981等参照。

- 45) -a 塩見前掲, p.200-201
- 45) -b 塩見前掲, p.201
- 46) 『図書館雑誌』72(8)：404, 1978.8
- 47) このことは、「改訂自由宣言」前文第1項の規定のみならず、同宣言の英訳文にも明らかである。ここでは、知る自由は“right to know”あるいは“the people's right to know”と表現されているからである。日本図書館協会『解説』p.57-61参照。
- 48) ちなみに、日本図書館協会『解説』でも、知る自由は次のように説明されているのである(p.18)。
“憲法第21条が保障する表現の自由は、伝統的には「個々人の自由な意見の表明に国家が不当に干渉してはならない」と解されてきた。しかし、表現行為に規制が加えられるならば、それは情報の受け手の自由を侵害することになる。従って、憲法第21条が保障する表現の自由には受け手の知る自由を含むという解釈が一般的になってきた。……”
- 49) もっとも、中には未だに知る自由の法的性格、意味内容等を全く理解することができず、“基本的人権が侵されるときには、知る自由は目をつぶらなければならないのではないか”といった本末転倒なコメントを発表している図書館も——例外的には——あるようではあるが。拜田真紹 図書館の自由と「ちびくろサンボ」径書房編集部編『「ちびくろサンボ」絶版を考える』径書房 1990, p.201参照。ちなみに、このコメントに対する拜田氏の見解にも問題が全くないとはいえないと思われる。これはただ単に叙述の仕方の問題なのかもしれないが、拜田氏の見解をそのまま読む限りでは、知る自由それ自体がすでに最も基本的な人権の一つであるという認識が必ずしも明瞭ではないように思われるからである。
- 50) この意味で、この両概念はすぐれて社会科学的概念であるといえるのであって、だとすれば社会の動向と決して分離して考察することのできない概念であるということになろう。